

埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し

現行

○農地において埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を実施する場合、**農地法に基づく一時転用許可が必要。**

※ 試掘調査は、重機や人力で事業予定地の表土を剥ぎ、掘り下げながら遺物や遺構の有無、土層を確認することにより行われ、基本的に1日～数日程度で原状復旧がされるもの。



支障

○**一時転用許可の手続きに時間を要するため、試掘調査を速やかに実施することができず、開発事業の遅れや地方公共団体の事務負担が生じている。**



文化財保護部局
(教育委員会等)



農地転用許可権者

農地法施行規則の改正

見直し後

○事例調査の結果、試掘調査については、周辺農地の営農条件への支障が認められなかったことから、**一時転用許可を不要とする。**

※ 文化財保護部局に対し、適切な被害防除措置を講ずることなどの技術的助言を周知。



文化財保護部局
(教育委員会等)



農地転用許可権者

効果

○**開発事業の円滑化及び文化財保護の推進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担が軽減。**



現
行

○**地域公共交通**に関しては、

- ①地域協議会
 - ②地域公共交通会議
 - ③地域公共交通活性化協議会
- の**3つの協議会等が存在**。

(設置根拠、協議内容、主催者等に差異あり。)



支障

- バス路線の休廃止**については、
単一市町村内で完結する
路線であっても、
**都道府県が主催する
地域協議会で協議する
こととなっている。**



道路運送法施行規則の改正

見
直
し
後

○**単一市町村内で完結するバス路線の休廃止に
ついて、**

- ① **市町村主催の地域公共交通会議又は地域公共交通活性化協議会で協議することを可能とする。**
- ② **市町村が地域協議会を主催することを可能とする。**

※ 地域公共交通会議においては、路線バスの運賃等の協議が行われる。
※ 地域公共交通活性化協議会においては、地域の公共交通に関するマスタープラン(地域公共交通計画)に関する協議が行われる。

効果

- 地域の実情に応じ、3つの協議会等の開催等に関し、
より柔軟な対応が可能となり、
地方公共団体の事務の
効率化及び
総合的な政策決定の円滑化
に資する。**



住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大 (地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)

現
行

住民基本台帳法

- ①国土調査法に基づく地籍調査の実施・通知
- ②空家法^(注)に基づく空家等に関する調査
- ③水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請等を行うために、**住民票の写し等の市区町村への請求(公用請求)や添付が必要となる。**

所有者等が不明の空家等

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、対応する市区町村の事務負担となる。**

事業等実施者
(地方公共団体)



公用請求

住民票の写し等の交付



見
直
し
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用
できる事務に国土調査法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを
利用することにより、
○所有者等の現住所の特定が容易に
○住民票の写しの添付が不要に



効果

- 速やかな所有者等の現住所の特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**

